

自治会会員への特典サービス要綱

平成27年 4月 2日
昭島市自治会連合会

1、目的

この特典サービスは、協賛頂いた企業・商店・施設等（以下「協力店」という）と昭島市自治会連合会（以下「自治連」という）が連携して、自治連加盟自治会の会員（以下「会員」という）が、協力店を活用することにより、地域の活性化を図ることを目的とします。自治連としては会員へのメリットを見える化し、未加入者に対して加入を促進してまいります。

2、基本的事項

- (1) この特典サービス制度は、自治連が会員の利用等に伴う特典・サービス等（以下「特典」という）を与えて頂く協力店の、ご支援とご厚意を得て実施します。
- (2) 協賛頂ける協力店は、この特典の実施について自治連に対して所定の「申込書」を提出して頂き、自治連と別途「取扱い確認書」を取り交わして、特典の範囲・取扱等を明確にされたうえでお取り扱い頂きます。
- (3) 協力店が協賛をやめる場合は、会員へ周知期間を考慮して、3カ月前までに書面で自治連へ協賛中止の旨お届け頂きます。

3、特典の実施

- (1) 特典の実施にあたり、自治連はオリジナルの「自治会会員証」を作製し、加盟自治会を通して、自治会員世帯に1枚発行します。
- (2) 会員は協力店を利用する際、「自治会会員証」を提示して特典を受けるものとします。
- (3) 特典の実施に伴う協力店と自治連のやるべき分担は次の通りとします。

◎協力店

「自治会会員証」の提示の際の特典サービスに伴うこと全般。特典内容は一任とします。

◎自治連

- ①「自治会会員証」の発行・交付・紛失・再発行等のカードの関することの全般。
(会員証は、有効期限3年とし、自治会退会時には返却を受ける)
 - ②会員への協力店とサービス内容紹介の広報活動(ホームページ等)。
 - ③協力店へ“のぼりやステッカー”等を作成し配布。
- (4) この特典実施に伴う疑義等は、協力店と自治連が遅滞なく協議して対応するものとします。

4、趣旨の徹底と広報

- (ア) 会員への趣旨の徹底は自治連が広報紙等を使い対応し、会員による協力店の利用を促進すると共に、協力店との共存共栄に努めます。
- (イ) 協力店の広報については、自治連ホームページ等で自治連が積極的にこれを行い、協力店とそのサービスの告知のPRに協力します。
- (ウ) 協力店が独自でPRをされる際、「会員」等の記述等が入る場合は、予め企画の段階で自治連にその内容をご提示下さるようお願いいたします。

以上